

一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条の規定により、受排水設備保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年3月1日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院長 栗谷 義樹

1 入札の場所及び日時

(1)場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 第2会議室

(2)日時 平成25年3月26日(水) 午前11時00分

2 入札に付する事項

(1)調達をする役務の名称及び予定数量 受排水設備保守点検業務 一式

(2)調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による

(3)契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4)入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1)地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に該当しないこと。

(2)山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。)第125条第6項の競争入札参加者名簿又は酒田市契約規則(平成17年11月1日規則第58号)第27条第3項の指名競争入札登録簿に記載されていること。

(3)山形県競争入札参加資格者指名停止要綱又は酒田市建設工事請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。

(4)山形県内に主たる所在(本店)を有し、かつ庄内地区に所在(本店、支店、営業所)を有すること。

(5)建築物飲料水貯水槽清掃業について山形県知事登録業者であること。

(6)建築物飲料水水質検査業について山形県知事登録業者であること。

(7)建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第5項に基づく県知事登録業者であること。

(8)建築物環境衛生技術者の資格を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 総務課施設係 0234-26-2001

5 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金 免除する。

(2)契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第29条のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札説明書9入札の無効各号に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1)この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札の参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」)を平成25年3月11日(月)午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3)この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除、賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4)この入札及び契約は、都合により調達手続の停止等があり得る。

(5)当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6)詳細については入札説明書による。